

**重要**

# 2023年9月修了の留学生で 修了後も日本で就職活動をする方へ

---

神戸大学を修了後も引き続き日本において就職活動を行う人は、修了者発表後、**9月22日までに「短期滞在(特定活動)」への在留資格変更・在留期間更新の申請が必要です。留学ビザの在留期限が残っている場合でも必ず申請が必要です。**(法律上、修了した時点で留学生ではなくなるため、在留資格を変更しなければ、日本に滞在することはできません。)詳しくは教務係までお問い合わせください。

教務係メールアドレス: [econ-kyomu@office.kobe-u.ac.jp](mailto:econ-kyomu@office.kobe-u.ac.jp)

参照: [出入国在留管理庁HP-本邦の大学等を卒業した留学生が就職活動を行う場合](#)

**【注意】修了後(10月以降)は、神戸大学は在留資格変更・更新に関わる書類は一切交付しません。**